

町営自家用有償旅客運送 運休基準の見直しについて

現在の町営自家用有償旅客運送事業は、白川町に何らかの気象警報が発表された場合、運行の安全を確保するため全運行を運休としています。

運行開始以降、高校通学については駅までの重要な通学手段となっていることや、10月からの病院バスとの統合を考慮し、警報発表等における運休基準を下記のとおり見直します。

(参考) 警報による運休日数 H30 : 18日、R1 : 7日、R2 : 9日、R3 : 7日 (8/23時点)

【現在の運休基準】

何らかの気象警報が発表された時点で運休とする

(JR接続便の始発は、午前5時30分の時点で警報が発表中の場合は運休とする)

(JR接続便の帰りは、各運行の30分前時点で警報が発表中の場合は運休とする)



【見直し後の運休基準及び対応 (R3. 10. 1~)】

1. 雨量基準等により道路が通行禁止となった場合、運行経路の変更又は運休とする。
2. 上記1に伴い各種雨量、河川、周囲の状況等により、安全な運行が確保できないと判断した場合は運休とする。

※ JR接続便の始発の午前5時30分時点での判断及び帰り便の30分前時点での判断基準は廃止します。

※ 運行経路の変更及び運休とする場合は、おでかけしらかわ・ひがししらかわホームページへの掲載、すぐメールしらかわで配信します。